

広島県教育委員会規則第四号

広島県教育委員会組織規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月二十九日

広島県教育委員会

教育長 下崎 邦明

広島県教育委員会組織規則等の一部を改正する規則

(広島県教育委員会組織規則の一部改正)

第一条 広島県教育委員会組織規則(平成九年広島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「中欄に掲げる課」を「中欄に掲げる課及びセンター(以下この条、第七条第一項、第八条及び第九条において「課」という。)」に、「学びの変革推進課を除く」を「学びの変革推進課及び乳幼児教育支援センターを除く」に改める。

第五条の表管理部の部教職員課の項中「給与第三係」を削り、同表教育部の部学校経営支援課の項中「教育支援係」を「学校財務係」に改め、同項の次に次のように加える。

教育支援推進課	企画調整係、就学支援係
---------	-------------

第五条の表教育部の部学びの変革推進課の項の次に次のように加える。

乳幼児教育支援センター	1
-------------	---

第五条の表教育部の部高校教育指導課の項中「高校教育指導係、専門教育係」を削り、同部豊かな心育成課の項中「健康教育係」の次に「学校体育係」を加え、同部スポーツ振興課の項を削る。

第七条第一項学校経営支援課の項第八号を削り、同項の次に次のように加える。

教育支援推進課

- 一 学びのセーフティネットの構築に係る総合調整に関すること。
- 二 教育に係る経済的負担の軽減(特別支援教育課の所掌に属するものを除く。)に関すること。
- 三 広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金に関すること。
- 四 県立学校の授業料、聴講料及び受講料に関すること。

第七条第一項学びの変革推進課の項の次に次のように加える。

乳幼児教育支援センター

- 一 市町立幼稚園の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 乳幼児期の教育等の充実に係る支援に関すること。

第七条第一項義務教育指導課の項第二号中「管理部施設課」の下に「及び教育支援推進課」を加え、同条第一項高校教育指導課の項第一号イ中「管理」の下に「(教育支援推進課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同号中ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える

る。

二 県立学校の選考料、入学者選抜料及び入学料に関する事。

第七条第一項豊かな心育成課の項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 スポーツに関する事（学校における体育に関する事に限る。）。

第七条第一項生涯学習課の項第十二号中「（スポーツ推進分科会に関する事務を除く。）」を削り、同条第一項スポーツ振興課の項及び同条第三項を削る。

第六十三条第一項の表生涯学習課及びスポーツ振興課の項中「及びスポーツ振興課」及び「及びスポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）」を削る。

（広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部改正）

第二条 広島県教育委員会職の設置に関する規則（平成九年広島県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の表中

県立学校改革担当課長
幼児教育担当課長

を

乳幼児教育・教育支援部
長
県立学校改革担当課長

に改め

る。

附則第四項の表教育部学校経営支援課の項中「学校経営支援課」を「教育支援推進課」に改め、同表教育部学びの革新推進課の項中「グローバルリーダー育成校設置準備推進監」を「学びの革新推進監」に改め、同項の次に次のように加える。

教育部豊かな心育成課

スクールソーシャルワーカー
コース・アドバイザー

附則第五項中「前二項」を「第三項に規定する県立学校改革担当課長及び第四項」に改め、同項を附則第六項とし、同項の前に次の一項を加える。

5 第三項に規定する乳幼児教育・教育支援部長は、事務職員をもって充て、教育長の命を受け、命ぜられた事務を総括し、及び整理する。

別表第一号の表第四号の次に次の一号を加える。

四の二	センター長	センター	上司の命を受け、職員を指揮監督し、センターの事務を掌理する。	
-----	-------	------	--------------------------------	--

別表第一号の表第七号の五中「課」を「部及び課」に改め、同号の次に次の一号を加える。

七の六	副センター長	センター	上司の命を受け、センター内の総合調整に関する事務に従事する。	必要に応じ置く。
-----	--------	------	--------------------------------	----------

別表第一号の表第十号中「部及び課」を「部、課及びセンター」に改め、同表第十号の三中「課」の下に「及びセンター」を加え、同表第十一号中「部及び課」を「部、課及びセンター」

に改め、同表第十四号及び第十六号中「課」を「課及びセンター」に改め、同表第十八号、第十九号及び第二十号中「部及び課」を「部、課及びセンター」に改める。

(広島県教育委員会組織規則及び広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第三条 広島県教育委員会組織規則及び広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部を改正する規則(平成十四年広島県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附則

この教育委員会規則は、平成三十年四月一日から施行する。